

○厚生労働省告示第 号

号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区	分	額
従来型個室	一日につき千九百七十円	
ユニット型個室	一日につき千六百四十円	
ユニット型準個室	一日につき三百二十円	

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、ユニット（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニットをいう。以下同じ。）に属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室をいう。次号において同じ。）（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第 号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、ユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設基準

第三条第一号に規定する居室をいう。次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）を
いう（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二
十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注
8及び注⁹の規定の適用がある者が利用する個室（以下「経過措置個室」という。）を除く。）。
四 この表において「多床室」とは、ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。
）をいう（経過措置個室を含む。）。

○ 厚生労働省告示 第 号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区	分	額
一 第一号に掲げる者	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者	一日につき六百五十円
二 二号に掲げる者	施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	一日につき三百九十円

四	であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	一日につき三百九十円
三	施行規則第二百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、食費の特定負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	一日につき三百九十円
四	施行規則第二百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定介護福祉施設サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合については、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得	一日につき三百九十円

				金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。) の合計額が八十万円以下であるもの
五				施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の特定負担限度額が一日につき三百九十四であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(二の項に掲げる者を除く。)
六				施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの又はこれに準ずると認められる者
七				施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の特定負担限度額が一日につき三百円であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの(二の項及び五の項に掲げる者を除く。)
八				施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者
				である者であつて、かつ、介護保険法の施行の際現に施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十八条第一項の規定により費用を徴収され、当該徴収されている費用の一日前たりの額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)が三百円未満で

あるものにあつては
、当該額)

○ 厚生労働省告示 第 号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所 得 の 区 分	居室の区分	額
一イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措	ユニット型個室 従来型個室 多床室	一日につき千六百四十円 一日につき千三百十円 一日につき八百二十円 一日につき三百一十円
ロ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要となる状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの		

ハ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば同号イの規定に該

二 当しないこととなるもの

特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者

ロ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要とする状態となるもの

三 特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定介護福祉施設サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一

	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室	ユニット型個室 一日につき八百二十円	ユニット型個室 一日につき四百九十円	ユニット型個室 一日につき四百二十円	ユニット型個室 一日につき三百二十円	一日につき千六百四十円
--	--------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------

項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定介護福祉施設サービスを受けれる日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八

十万円以下のもの

口 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要とする状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）

四

特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 施行規則第一百七十二条の一において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの
ロ 施行規則第一百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄

ユニット型個室

一日につき八百二十円

ユニット型個室

一日につき四百九十円（基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。以下同

に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項ロに掲げる者を除く。）

じ。）及び居住費の特定負担限度額をえた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）を上回る場合にあつては、一日につき

従来型個室

一日につき四百二十円。

多床室	額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百二十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が費用徴収額を上回る場合	合 一日に つき零円
	一日につき三百二十円 (基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあっては、一日につき零円)	

ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる額とする。

イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合（口に掲げる場合を除く。）一日につき三百二十円

ロ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した

特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 施行規則第百七十二条の二において準用する
施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であ
つて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭
和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一
項の規定によりなお従前の例によるものとされ
た同法第一条の規定による改正前の国民年金法
(昭和三十四年法律第二百四十一号)に基づく老
齢福祉年金(その全額につき支給が停止され
いるものを除く。)の受給権を有するもの(以
下「老齢福祉年金受給者」という。)

ロ 施行規則第二百七十二条の二において準用する
施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であ
つて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄
に掲げる額であったとすれば保護を必要としな

い状態となるもの(一の項ロ及び三の項ロに掲
げる者を除く。)

ハ 施行規則第二百七十二条の二において準用する
施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者

特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該
当するもの

イ 施行規則第二百七十二条の二において準用する
施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であ
つて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると
認められるもの

ロ 施行規則第二百七十二条の二において準用する
施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であ
つて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄
に掲げる額であつたとすれば保護を必要としな
い状態となるもの(一の項ロ及び四の項ロに掲
げる者を除く。)

ユニット型個室	一日につき八百二十円	ユニット型準個室	一日につき四百九十円	従来型個室	一日につき三百二十円
多床室	一日につき零円				

ハ 施行規則第百七十二条の二において準用する

施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者

備考

- 一 この表において「ユニット型個室」とは、特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第 号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。
- 二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。
- 三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。
- 四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。
- 五 基準額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)(一)a若しくはb又は介護福祉施設サービスのロ(2)(一)a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

新設案 設

(新設)

現

行

居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準へ
 平成十一年厚生省令第三十七号（平成十一年厚生省令第三十九号）第九十六条第四項、第一百二十七条
 第四項、第一百四十条の六第四項、第一百四十五条第四項及び第一百五十五
 条第五第四項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第四項及び第
 十一条第四項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営
 に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十二条第四項及び第
 四十二条第四項並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び
 運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第四
 項及び第十二条第四項の規定に基づき、居住、滞在及び食事の提
 供に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十七年十月
 一日から適用する。

一 適正な手続の確保

指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定
 短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定
 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施
 設は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、
 指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、
 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医
 療施設（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び食
 事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確
 保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行
 うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業

所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介
 護事業所及び指定短期入所療養介護事業所の利用者、指定介護
 老人福祉施設及び介護老人保健施設の入所者及び入居者並びに
 指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又は
 その家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説
 明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得
 ること（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションを除く
 。）。

ハ 居住、滞在及び食事の提供に係る利用料について、その具体
 的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（介護保険法施
 行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百十九条、第二百二
 十条、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百三十四条、第二百三
 六条第一項又は第二百三十八条の規定に基づき、都道府県知事に
 提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等
 の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 居住、滞在及び食事の提供に係る利用料

イ 居住及び滞在（以下「居住等」という。）に係る利用料
 (1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞ
 れ次に掲げる額を基本とすること。

(i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等
 」といふ。）並びにユニットに属しない居室等のうち定員
 が一人のもの（指定居宅サービスに要する費用の額の算定
 に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定
 居宅サービス介護給付単位数表（以下「指定居宅サービ
 ス介護給付費単位数表」という。）の短期入所生活介護費
 のイ及びロの注4及び注5並びに短期入所療養介護費のイ
 及びロの注5、イ(1)及び(2)の注6、ロ(1)及び(2)の注6、
 ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注4、ハ(1)及び(2)の注5
 、ニ(1)及び(2)の注3、ニ(1)及び(2)の注4、ホ(1)及び(2)の注
 5並びに短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注6、ロ(1)及
 び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注4、ハ(1)及び(2)の注5

3及びホ(1)及び(2)の注4並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）

」の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8及び注9、介護保健施設サービスのイ及びロの注5及び注6並びに介護

療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注7、イ(1)及び(2)の注8

、ロ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注6、ハ(1)及び(2)の注

4及びハ(1)及び(2)の注5に定める者が利用、入所又は入院するものは除く。）室料及び光熱水費に相当する額

ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの

並びに指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生

活介護費のイ及びロの注4及び注5並びに短期入所療養介

護費のイ(1)及び(2)の注5、イ(1)及び(2)の注6、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注4、ハ(1)及び

(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3、ニ(1)及び(2)の注4、ホ(1)及

び(2)の注3及びホ(1)及び(2)の注4並びに指定施設サービス

等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロ

の注6、ロ(1)及び(2)の注7、ハ(1)及び(2)の注4、ハ(1)及び

(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3、ニ(1)及び(2)の注4、ホ(1)及

び(2)の注3及びホ(1)及び(2)の注4並びに介護保健施設サービスのイ及びロの注5

及び注6並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注7、イ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注

6、ハ(1)及び(2)の注4及びハ(1)及び(2)の注5に定める者が

利用、入所又は入院するもの光熱水費に相当する額

及び注8及び注9、介護保健施設サービスのイ及びロの注5

及び注6並びに介護療養施設サービスのイ(1)及び(2)の注7、イ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注5、ロ(1)及び(2)の注

6、ハ(1)及び(2)の注4及びハ(1)及び(2)の注5に定める者が

利用、入所又は入院するもの光熱水費に相当する額

(2)
ロ
食事の提供に係る利用料

三
食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

その他
利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。